

○西中総務課長 委員の皆様にお集まりいただきましたので、会議を始めます。

本日は、全委員が御出席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから、第160回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は4つです。

議題1、「改正番号法に関連する規則の整備に向けた論点について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明をさせていただきます。

資料1の1ページを御覧ください。

「改正番号法に関連する規則の整備に向けた論点について」ということで、まず、今年度の個人情報保護法の改正の際、併せて番号法の漏えい等の委員会への報告に関する改正がございました。

当該改正を受けまして、委員会規則で定めております、特定個人情報の漏えい等の報告に関する規則を改正するものでございます。

改正の方針といたしましては、改正番号法と改正個人情報保護法の規定が同じことから、個人情報の漏えい等の報告方法との統一も念頭に、原則として、個人情報保護法の規則と同様の規定とすることで検討しております。

改正案の内容といたしましては、大きく2点ございます。

まず、1点目、報告対象として、従来、「重大な事態」と規定していたものを、「個人の権利利益を害するおそれが大きいもの」という規定に改め、また、漏えい等の「おそれ」が生じた場合を報告対象に含めるということと、そのような事態が生じた場合における、本人通知義務に関する通知事項を定めるということでございます。

2点目、報告方法として、報告における時間的制限や個人情報保護法と統一的な報告事項を定めること、また委託先から委託元への通知方法といたしまして、双方が特定個人情報を扱っているときは、原則として、双方が報告義務を負いますが、委託先が委託元である個人番号利用事務等実施者に対しまして、当該事態が発生した旨を通知したときは、委託先から委員会への報告義務を免除するということを定めたいと考えております。

改正案につきましては、原則として個人情報保護法の規則と同様のものを考えておりますが、1点異なる規定としたいと考えている部分につきましては、資料1の2ページで御説明をさせていただきます。

現行の特定個人情報の漏えい等の規則におきましては、重大な事態とする項目として、特定個人情報に係る本人の数が百人を超える事態というものを規定しております。

この点、今般の改正におきまして、個人情報保護法側では、大規模な漏えい等の基準を千人とする方向で検討しておりますが、番号法の規則においては、現状の百人を超える事態というものとしたいと考えております。

理由といたしましては、まず、個人情報と特定個人情報の取扱いについて、求められる

安全管理措置につきましては、基本的に差異はないということですが、利用範囲に制限のない個人情報に比べまして、特定個人情報は、そもそも利用範囲が社会保障、税、災害対策ということに限定されておりました、特定個人情報を取り扱う場面が非常に限定的でございます。

実際の漏えいの事案のケースを見ましても、個人情報は3万8,000件程度漏えいしたという中で、個人番号につきましては、380件程度であったという実例もございます。

また、現時点で受け付けております事業者による重大な事態の報告14件のうち、漏えい等した特定個人情報に係る件数が千人以下のものが12件と大半を占めております。

こちらを個人情報と同じ千人ということで、漏えい等の報告の基準を置いてしまうと、規則に基づく報告が大幅に減少する懸念がございます。

よって、報告基準を個人情報保護法側と統一いたしますと、従来報告されていたような事態の把握ができなくなりまして、監視監督業務に支障が出る懸念があるということから、現状の百人ということにしたいと考えております。

御説明につきましては、以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いします。

加藤委員、どうぞ。

○加藤委員 個人情報保護法の改正により、新たに個人データの漏えい等報告も義務化されることになりましたので、個人情報保護法と番号法両方の漏えい等報告を連携させて分析等を行うことにより、再発防止への取組に関する指導の強化など、個人データ及び特定個人情報の一体的な監督体制の充実に結び付けることが重要であると考えております。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたか御質問、御意見はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本日の論点の方向性で事務局におかれては規則の改正に向け作業を進めてください。

それでは、次の議題に移ります。

議題2、「特定個人情報保護評価指針の改正案に関する意見募集について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 特定個人情報保護評価指針の改正案に関する意見募集について、資料2-1に基づいて御説明させていただきます。

本年7月22日の第149回個人情報保護委員会で審議・決定をいただきました「特定個人情報保護評価指針の3年ごとの再検討について」を踏まえ、特定個人情報保護評価指針の改正案を取りまとめましたので、改正案の概要を御説明いたします。

3ページに、「特定個人情報保護評価指針の3年ごとの再検討について」の資料がございます。

「2. 検討の方向性（案）」では、今回の再検討における観点である「規律及び考慮要素の明確化・簡素化」、「特定個人情報保護評価制度の適切な運用の確保」と、それぞれの観点に対応した検討事項が記載されておりました。

本日は、これらの検討事項のうち、特定個人情報保護評価指針の改正で対応するものについて御説明いたします。

1 ページに戻りまして、まずは「1. 規律及び考慮要素の明確化・簡素化」でございます。

「（1）特定個人情報ファイルの「重要な変更」の対象範囲」を御覧ください。

今回、評価の再実施が必要となる特定個人情報ファイルに対する重要な変更の対象範囲を明確化いたします。

具体的には、現行の規定において、指針別表の項目を変更した場合であっても重要な変更にあたらないとしている「誤字脱字の修正、組織の名称、所在地、法令の題名等の形式的な変更」を、形式的な変更を含む「個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更」と改正いたします。

「（2）対象人数等が減少した場合のしきい値判断の結果による評価書の変更の取扱い」については、対象人数等が減少したことにより、しきい値判断の結果が変わり、全項目評価から重点項目評価若しくは基礎項目評価に、又は重点項目評価から基礎項目評価に変更になった場合、評価書の修正として取り扱うことを明記いたします。

「（3）クラウドサービス等の利用に当たり考慮すべき点」については、技術の進歩に伴うクラウドサービス等の新たなサービス、開発手法等を導入する場合には、当該サービス、開発手法等の特性を考慮した上で、適切な安全管理措置を講ずるものとするを明記いたします。

「（4）組織的・人的安全管理措置に関する記載の充実」については、評価実施機関は、リスクを軽減するための措置を検討する際には、特定個人情報の安全管理に関する基本方針、特定個人情報の取扱規程等を策定することが望ましいこと、リスクを軽減するための措置には、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置、組織的安全管理措置及び人的安全管理措置があり、評価実施機関は、基本方針、取扱規程等を踏まえ、評価実施機関の規模及び事務の特性に応じた適切な措置を講ずるものとするを明記いたします。

「（5）その他」として、評価実施機関が任意で全項目評価を実施する場合の取扱いの明確化、その他所要の規定の整備を行います。

2 ページを御覧ください。

「2. 特定個人情報保護評価制度の適切な運用の確保」については、評価実施機関において、部署横断的な特定個人情報保護評価書の内容の確認等を行う総括的な部署を設置する等、特定個人情報保護評価を適切に実施するための体制整備を行うことが望ましいことを明記いたします。

改正案の概要の説明は以上です。

続いて「3. スケジュール」でございます。

本日、御了承をいただきましたら、本年12月から令和3年1月にかけて、指針の改正案についてパブリックコメントを実施し、令和3年2月から3月にパブリックコメントの結果を踏まえた指針の改正案を委員会にお諮りした上で、公表する予定です。

指針の改正事項の適用は、令和3年4月からとしてはどうかと考えております。

御説明は以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

中村委員。

○中村委員 今般の指針の再検討は、番号法第27条第2項に沿ったものですが、改正案は番号法の規定に示されている「技術の進歩及び国際的動向を踏まえ」という点に加え、これまでの特定個人情報保護評価の運用状況、評価実施機関からの問合せ、アンケート調査及びヒアリングに寄せられた意見・要望、特定個人情報の漏えい等の事案等を考慮したものであり、事務局において改正案を練る段階で幅広く丁寧に検討が行われたものと考えています。

具体的な内容として、評価の実施体制の強化及び重要な変更の対象範囲の明確化、組織的・人的安全管理措置に関する記載の充実など、リスク及びリスク対策について評価実施機関に改めて認識を深めてもらう内容とする一方で、事務の負担軽減も図り、運用面にも配慮したバランスの取れた見直しとなっているのではないかと思います。

特定個人情報保護評価制度は、事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び国民・住民の信頼の確保を目的とする制度です。

評価実施者や国民などからの意見は、より効果的な保護評価制度の構築と制度に対する国民からの信頼の向上に繋がるものが多数あると思いますので、パブリックコメントにおいて意見や質問等があった場合は丁寧に対応していただきたいと思います。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたか御質問、御意見はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、この改正案でパブリックコメントを行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、事務局において所要の手続を進めてください。

それでは、次の議題に移ります。

議題3、「個人情報保護委員会規則の改正案の意見募集の結果について（独自利用事務の情報連携）」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 「個人情報保護委員会規則の改正案に関する意見募集の結果について（独自利

用事務の情報連携)」、御説明をします。

本件は、第155回委員会でお諮りをいたしました、個人情報保護委員会規則の改正案についての意見募集結果となります。

今回、10月21日から11月26日までのおよそ1か月間意見募集を行いまして、1の個人から1件の御意見をいただきましたが、本意見募集とは直接関係しない御意見でございました。

規則の改正案が資料3-2となります。

第155回委員会においてお諮りをいたしました内容から、変更点はございません。

本改正案につきまして、準備が整い次第、公布、施行をさせていただきたいと存じます。

御説明は、以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

それでは、今回は、意見募集による変更はありませんので、原案のとおり決定いたします。

事務局は官報掲載等の所要の手続を進めてください。

それでは、次の議題に移ります。

議題4、「その他」です。

「郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構（簡易生命保険契約に係る保険金等の支払に関する支払調書データ（税務署提出用）作成事務）の全項目評価書の公表について」、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局 郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構が作成しました「簡易生命保険契約に係る保険金等の支払に関する支払調書データ（税務署提出用）作成事務全項目評価書」につきましては、第157回の委員会において御承認いただいたところです。

承認の際に決定をいただいた「個人情報保護委員会による審査」欄への記載事項については、評価実施機関において評価書に反映していただいております。

今般、10月6日付で、マイナンバー保護評価Web及び郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構のホームページにて評価書が公表され、全項目評価に必要な全ての手続が終了しましたので、御報告いたします。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、何か御質問等はございますか。

よろしいでしょうか。

報告ありがとうございます。

本日の議題は、以上でございます。

本日の会議の資料については、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、そのように取扱います。

それでは、本日の会議は閉会といたします。